

生駒市 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

概要版 （令和3年度～令和12年度）

令和3(2021)年6月 発行
 生駒市 市民部 環境保全課
 〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号
 電話 (0743) 74-1111

1 この計画について

目的と位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」に基づき策定される計画であり、本市の一般廃棄物の処理に関する計画を定めるとともに、長期的な視点に立った基本方針を示すものです。

本計画の策定にあたっては、「第6次生駒市総合計画」及び「第3次生駒市環境基本計画」、また国や奈良県が策定する計画と整合を図ります。

目標年度

本計画は、令和3年度を初年度とし、10年後の令和12年度を最終目標年度として策定しました。なお、計画期間内でも、中間年となる5年間を経過する令和7年度を目処に、計画の見直しを行います。

2 計画がめざすもの

基本理念

誰もが環境に配慮した行動を続けられるまち

ごみの減量・資源化の取り組みは日々の生活に密着しており、地球温暖化等の環境問題にもつながっています。このことから、市民、事業者、行政がSDGsやゼロカーボンシティの考え方にに基づき、環境に配慮した取り組みを続け、地域のコミュニティを活用し、持続可能な循環型社会の形成を目指すこととし、基本理念を定めます。

基本方針と基本施策

基本理念に基づき、次の4つの基本方針を定めます。

基本方針Ⅰ	すべての市民が取り組みやすい5Rの実践	基本施策① ごみを出さない行動の推進 基本施策② 分かりやすい情報提供と環境教育の実施 基本施策③ 食品ロスの削減
基本方針Ⅱ	環境問題全体に配慮した行動の推進	基本施策④ バイオマスの資源化 基本施策⑤ 安心・安全なごみ処理体制の構築
基本方針Ⅲ	事業系ごみの減量・資源化の強化	基本施策⑥ 事業系ごみの減量に向けた取り組み 基本施策⑦ 事業系ごみの資源化の促進
基本方針Ⅳ	地域コミュニティの活用	基本施策⑧ 複合型コミュニティを活用したごみの減量・資源化 基本施策⑨ すべての市民が暮らしやすいまちづくり

3 目標について

目標値

ごみ排出量を15%削減します

基本施策①から⑤を実施することにより、家庭系ごみ排出量を10.7%削減し、基本施策⑥、⑦を実施することにより、事業系ごみ排出量を10.5%削減します。さらに人口減少による4.6%の自然減を足して、ごみ排出量15.3%の削減をします。

表 削減目標値

	基準年度 A (令和元年度)	人口減少のみを 考慮した排出量※ B (令和12年度)	人口減少に よるごみ減少量 C=A-B	人口減少に よるごみ減少率 D=C/A	最終目標年度 E (令和12年度)	施策の実施 による削減量 F=B-E	施策の実施 による削減率 G=F/A	削減率 D+G
ごみ排出量	33,780t	32,224t	1,556t	4.6%	28,610t	3,614t	10.7%	15.3%
家庭系ごみ排出量	24,759t	23,618t	1,141t	4.6%	20,951t	2,667t	10.8%	15.4%
事業系ごみ排出量	9,021t	8,606t	415t	4.6%	7,659t	947t	10.5%	15.1%

* 人口減少のみを考慮した排出量は、令和元年度の1人1日当たりのごみ排出量は変わらない前提として、将来予測人口(見込みの数値)と年間日数(365日)から算出しました。

4 計画推進のために

進行管理

Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

進捗状況の公表

本計画の進捗状況に関する点検・評価の結果は、ホームページ等によって、市民に公表します。

計画の見直し

中間年となる5年間を経過する令和7年度を目処に、計画の見直しを行います。また、世の中の情勢が大きく変化したとき、国の方針が定められたときに計画の見直しを行います。